

群馬大学医学部附属病院がん診療検討委員会規程

平成 27. 9. 8 制定

改正 平成 28. 7.12 平成 30. 4. 1

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院がん診療検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は、本院におけるがん診療について検討し、質の良いがん医療を提供することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) がん診療の質に関すること。
- (2) キャンサーボードに関すること。
- (3) その他がん診療に関すること。

(組 織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 腫瘍センター長
- (2) 腫瘍センター副センター長
- (3) 内科診療センターから選出された診療科長 若干人
- (4) 外科診療センターから選出された診療科長 若干人
- (5) 放射線科又は重粒子線医学センターから選出された者 若干人
- (6) 各キャンサーボードから選出された者 若干人
- (7) 診療情報管理部から選出された者 若干人
- (8) 薬剤部長
- (9) 看護部長
- (10) 看護部から選出された看護師長 若干人
- (11) 医事課長
- (12) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(委 員 長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第 7 条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第 8 条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 12 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。